

令和8年度 被扶養者に係る資格の確認について

防衛省共済組合では、保健給付等の適正化と無資格受診の防止を図るために、国家公務員共済組合法等に基づき、被扶養者として認定している方の資格確認を毎年度実施しています。組合員の皆様にご負担いただいている掛金等を適正に使用するためにも公平かつ厳正な確認にご理解とご協力をお願いいたします。

概要

対象者

令和8年11月30日現在において認定されている被扶養者を有する組合員

確認対象期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

共済組合市ヶ谷センターへの書類提出期間

令和8年12月1日から令和9年1月31日まで

提出方法

電子申請（電子申請の環境がない等やむを得ない場合は紙申請）



- 提出書類等は、12月からの提出期間までにご準備ください。
- 書類提出期間は、電子申請のアクセス集中によるシステム障害防止のため、勤務地域ごとに区分する予定です（詳細は別途お知らせします。）。

注意点

- 現時点で認定取消に該当する事実がある場合、組合員は速やかに申告する義務があります。
- 被扶養者の有無を問わず、住所を変更された方は、以下の書類をご提出ください。
「資格確認書等記載事項等変更申告書」、「長期組合員資格変更届」、「世帯全員分の住民票」
- 被扶養者にかかる確認の結果、認定取消となった場合、事実発生日に遡って取消となります。
書類の未提出、不備の未解消により資格確認が完了しなかった場合は、職権で被扶養者認定を取り消すことがあります。

【本件に関するお問い合わせ先】

コンタクトセンター 050-3651-0805（平日9時～17時 通話料は組合員負担）